

川崎市公告第1049号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 9 日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡賃貸借契約
- (2) 履行場所
川崎市川崎区南町 20 番地 7 消防局川崎消防署他
- (3) 履行期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで
- (4) 調達概要
救急隊が救急現場等で使用するビデオ硬性挿管用喉頭鏡賃貸借契約

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和 7・8 年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 納入した物品に対して、修理、部品供給等のアフターサービスを、本市の求めに応じて迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去 5 か年に、本市又は他官公庁において同等機器の賃貸借契約の実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
郵便番号 210-8565
川崎市川崎区南町 20 番地 7
消防局警防部救急課救急指導係（消防局総合庁舎 7 階）
電話 044-223-2627（直通）
Email: 84kyukyu@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 17 日（金）17 時まで（必着）
- (3) 提出書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 2（5）を証する契約書の写し等書類
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留）とします。
ア 持参する場合は、事前に担当課宛てに電話連絡の上、土曜日、日曜日、及び祝

日を除く午前9時から午前12時、午後1時から午後5時の間に提出してください。

イ 郵送の場合は書留郵便とし、封筒等に「一般競争入札参加資格確認申請書」と記載してください。また発送後に担当課宛てに電話連絡をしてください。

(5) 入札仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、無償で仕様書及び入札説明書を交付します。また、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書等は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表（物品、財政局）」からダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に令和8年7月22日（水）までに、ファクシミリ又は電子メールで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

(1) 問合せ先

3 (1) に同じ

(2) 質問書受付日

令和8年7月9日（木）午前10時00分から

(3) 質問書受付締切日

令和8年7月24日（金）午後5時00分まで

(4) 回答日

令和8年7月29日（水）午後3時00分までに参加者宛て文書（ファクシミリ又は電子メール）にて送信します。

6 カタログの提出について

入札参加資格があると認められた者は、導入予定機種の種類及び仕様等のカタログを3 (1) に記載のアドレス宛に、令和8年7月24日（金）午後5時00分までに提出してください。また、入札日の前日までの間において、提出したカタログに対し、本市から説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 競争参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれか又は複数に該当するときは、この入札に参加することはできません。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続き等

(1) 入札方法

入札は入札書にて総額（税抜き）で行うこととします。見積もった月額賃貸借料の110分の100に相当する金額に賃貸借期間（48か月）を乗じた額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 提出日時

令和8年8月6日（木）午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区南町20番地7 消防局総合庁舎7階第2会議室

(3) 入札の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び「川崎市競争入札参加資格者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

(2) 支払方法

賃貸借料については、月額支払とします。

(3) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、川崎市インターネットホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) に同じ

(3) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

この規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できるものとし、この場合における補償額は、双方で協議して定めるものとします。